

## 池田山カップローカルルール

### 1. 大会失格

以下に該当する選手は大会失格とする。

- 1) 故意に不正な競技報告を行った者、および事故・アウトサイドの報告を行わない者
- 2) 大会規定に照らし重大な違反をしたと認められる者
- 3) 大会役員から3回警告を受けた者
- 4) 高圧送電線をくぐったもの、接触したもの
- 5) その他大会後員の判断による。

### 2. 警告・フライト失格・ペナルティ

以下の該当する選手には警告・ペナルティを与え、役員判断によりフライト失格とする事がある。

- 1) 大会役員の指示に従わない者
- 2) 規定時間内に競技終了報告をしない者
- 3) 禁止区域でのフライト及びランディング、雲中飛行・空中接触等危険と判断されるフライトをした者
- 4) 故意によるスタ沈・ヤマ沈・アウトサイドランディング等で他に危険を及ぼした者
- 5) 指定地以外へランディングした者は、当日のフライト得点を30%カットする。

指定地とは、メインランディング、ゴール3、河川敷とする。

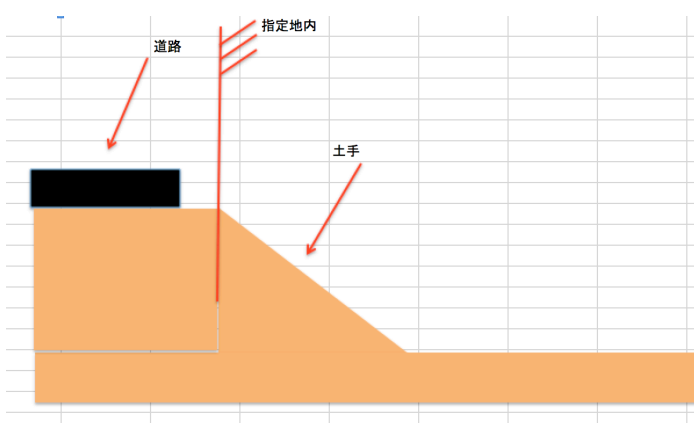
メインランディング、ゴール3のランディングの判定は役員が周囲の状況も参考にして行う。

最初に体、または機体が地面に触れたところから、

止まったところまでが、指定地内であること。

メインランディングの周りの用水路の金網は、指定地外とする。

田んぼの土手は、指定地内とする。（詳細は添付図参照）



河川敷に降りたかどうかの判定は、自己申告または、トラックログをgoogle earth、またはsee youで判定する。

- 6) ラジコン飛行領域は全日程飛行禁止とする。

NG2, 3, 4, 5で囲んだ長方形を対象範囲とする。

対象範囲を飛行した者は、当日のフライト得点を30%カットし、警告1とする。

対象範囲に着陸した者は、当日のフライト失格、警告2とする。

7) パターゴルフ場グラウンドの着陸禁止。

NG6を中心にした半径300mのシリンダーを対象範囲とする。

対象範囲に着陸した者は、当日のフライト得点を30%カットし、警告1とする。

8) 警告が累積2となったときのフライトは、失格とする。

9) その他大会役員の判断による。

### 3. 抗議

抗議の申し立ては、トラブル発生後1時間以内（最終日は30分以内）に供託金2万円を添え文書にて競技委員長に

提出すること。抗議が受け入れられた場合、供託金は返却される。

### 4. 事故及び損害賠償

フライトに関する責任は全て参加選手が負うものとする。

大会期間中、万一事故や障害、損害が発生した場合本人の責任において速やかに処理し、本部に連絡すること。

また、主催者及び大会関係者に対し責任の追求、損害賠償の要求をおこなわないこと。

### 5. 大会役員の権限

大会中は大会役員の指示に従わなければならない。役員の指示に従わず競技に支障をきたす行為をした選手は、

大会役員の判断により、その日のフライトもしくは大会を失格とする場合もある。